くらしの情報

1注目情報
2暮らし
3募集
4催し・講座
5健康

1 大崎市地域交流センターに関するお知らせ

問 中央公民館事業担当 ☎㉒3001

4月1日に大崎市地域交流センターが開館します。

内覧会（申し込み不要）

■日時（❶❷とも同内容）
▼3月8日㈫ ❶10時～正午 ❷14時～16時
▼3月9日㈬ ❶10時～正午 ❷14時～16時

■場所
大崎市地域交流センター（古川七日町11番1号）

■その他
指定駐車場は、4月から使用可能のため、内覧会では使用できません。自家用車で来所する場合は、中央公民館（古川北町5－5－2）に集合してください。当日はシャトルバスで、大崎市地域交流センターへ移動します。
集合時間 ❶9時45分❷13時45分（両日とも）

オープニングセレモニー（申し込み不要）

■日時
4月2日㈯ 8時30分～9時30分

■場所
大崎市地域交流センター

■内容
大崎市地域交流センター愛称作品最優秀賞の表彰など

大崎市地域交流センター内施設の予約について

貸館スペースの使用には申請が必要です。

■申請受付開始日
多目的ホールは、利用を希望する日の6カ月前の日の属する月の初日から、多目的ホール以外は利用を希望する日の2カ月前の日の属する月の初日から受け付けます。

■予約登録について
申請受け付け開始日（毎月1日）の混雑回避のため、事前に予約の登録を受け付けます。
※利用を希望する日時などが、他の利用者と重複した場合は抽選します。抽選の結果、予約ができた場合でも、施設利用の申請が必要です。
※詳細は問い合わせください。

1 国民健康保険の資格変更はありませんか

問 保険給付課国民健康保険担当 ☎㉓6051

就職や引っ越しなどで国民健康保険に新しく加入する場合や、喪失する場合は、14日以内に手続きが必要となります。手続きが遅れると、医療費が全額自己負担になる場合や、国民健康保険税と社会保険料を二重に納める可能性があります。

国民健康保険の資格の変更があった人は、必ず手続きをしてください。

国民健康保険加入・喪失手続き

■届け出できる人
本人、同一世帯の人、または本人からの委任状を持参できる人
※運転免許証など、本人確認書類が必要です。
※加入する場合、喪失する場合では、必要なものが異なります。詳しくは、問い合わせください。

■届け出場所
市民課、または各総合支所市民福祉課

社会保険をやめた人の健康保険について

次のいずれかの公的医療保険に加入してください。

❶任意継続被保険者制度
社会保険などに2カ月以上継続して加入していた人は、最長で2年間継続して加入することができます。資格の喪失後20日以内に手続きが必要です。
詳しくは、加入者本人の勤務先に確認してください。

❷家族の社会保険など
家族の社会保険の扶養に入ることができる場合があります。
詳しくは、家族の勤務先に確認してください。

❸国民健康保険
市民課、または各総合支所市民福祉課で手続きを行ってください。

1 3月1日～7日は「子ども予防接種週間」です

問 健康推進課保健・地域医療担当 ☎㉓5311

感染症は新しい集団生活が始まる春先に流行します。入園や入学などで集団生活が始まる前に、受けていない予防接種を確認して、接種を受けましょう。

予防接種を希望する場合は、事前に協力医療機関に予約し、接種を受けてください。

■子ども予防接種週間の協力医療機関と実施日程

地域	協力医療機関名	電話番号	1日㈫	2日㈬	3日㈭	4日㈮	5日㈯	7日㈪
古川	ありま小児科医院	22-7070	○	○		○	午前	○
	片倉病院	22-0016	○	○	○	○	午前	○
	鎌田内科クリニック	24-1700	○	○	午前	○	午前	○
	佐藤病院	22-0207	○	○	○	○	午前	○
	髙橋医院	22-0791	○	午前	○	○	午前	○
	千葉医院	22-3228	○	午前	○	○	午前	○
	冨樫クリニック	23-4456	○	○	○	○	午前	○
	まつうら内科小児科クリニック	23-5677	○	午前	○	○	○	○
	穂波の郷クリニック	24-3880	午前	○	午前	○	午前	○
松山	わたなべ産婦人科内科・小児科	55-3535	○		○	○	午前	○
三本木	岩渕胃腸科内科クリニック	52-6211	○		○	○		○
	近江医院	52-3057	○	○	午前	○	午前	○
岩出山	高橋医院	72-1005	○		○	○	午前	
鳴子温泉	佐藤医院	82-2656	○		○	○	午前	○
	遊佐クリニック	81-1133	○	○	午前	○	午前	○

※6日㈰に実施する協力医療機関はありません。
○：午前・午後どちらも実施　午前：午前のみ実施

1 三つの交付金が地域の課題解決に活用されています

問 まちづくり推進課地域自治・NPO担当 ☎㉓5069

まちづくり協議会や地域づくり委員会では、「大崎市地域自治組織活性事業交付金」を活用し、地域のさまざまな課題の解決に向けて、伝統文化の継承や環境整備などに取り組んでいます。

交付金には、組織運営のために一律に交付される「基礎交付金」、地域や地区の課題を自分たちの手で解決しようとする際に申請できる「チャレンジ事業交付金」と「ステップアップ事業交付金」があります。

■チャレンジ事業交付金・ステップアップ事業交付金
チャレンジ事業交付金、ステップアップ事業交付金の二つの交付金は、市民と学識者などで構成する大崎市地域自治組織活性事業交付金審査委員会で、適否の決定後、交付されます。

チャレンジ事業交付金は、令和3年度（令和4年1月現在）に、1団体が採択され、これまで45件の事業が採択されています。また、ステップアップ事業交付金は、これまで72件の事業が採択されています。

令和4年度の交付金については、詳細が決まり次第、市ウェブサイトに掲載します。

令和3年度チャレンジ事業交付金採択事業

岩出山地域づくり委員会
岩出山の本「岩出山いっぽ」製作プロジェクト

住民自らで、まちの過去・現在を知り、岩出山地域の未来に希望が持てるような本を製作。地域住民との会話や、座談会の内容で構成され、この本を読むことで世代・年代を超えた相互理解を深めることを目的としている。